

歯科

2024 年度
個別指導指摘事項 ③

本資料は、県保険医協会が関東信越厚生局長野事務所への開示請求で得た各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできないことを留意の上、参考資料とされたい。

I. 保険診療等に関する事項

7. 投薬

表中（ ）内の数字は同様の指摘を受けた医療機関件数、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

指摘事項
用法について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。(2)
処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、傷病名、症状及び経過等を考慮の上、投与薬剤をその都度決定すること。 ア セルベックス細粒 10%

8. リハビリテーション

指摘のあった項目	指摘事項
歯科口腔リハビリテーション料 1	算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。(10) ▲
	歯科口腔リハビリテーション料 1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき調整部位又は指導内容等の要点について、(画一的に記載している、記載の不十分な) 例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。(12)
マイオモニターの使用	マイオモニターを用いた顎関節疾患の治療内容を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていないマイオモニターの使用に係る費用を算定している例が認められたので改めること。▲

9. 処置

指摘のあった項目	指摘事項
知覚過敏処置	知覚過敏処置において（症状、所見、治療内容、経過等）について、（診療録に記載していない、診療録への記載が不十分な）例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。(5)
歯内療法	加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。
口腔内装置	口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
	（顎関節症、歯ぎしり）に対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。(4)
	咬合関係が付与されていない口腔内装置を製作した場合に、口腔内装置 2 を誤って算定している例が認められたので改めること。▲

保険医協会では、指導等に関する会員からの相談に随時対応しています。個別指導や新規個別指導の実施通知が届きましたら、ご相談ください。

口腔内装置調整・修理	調整の部位、方法等の診療録への記載がなく、算定要件を満たしていない口腔内装置調整を算定している例が認められたので改めること。▲
	口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 調整の部位
	算定要件を満たしていない口腔内装置調整を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 咬合面にレジンを追加又は削合により調整していない。▲
歯冠修復物又は補綴物の除去	メタルコアであって歯根の 3 分の 1 以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。▲
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	業務に関する記録内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症状に応じて適切に記録すること。 ア 処置等の内容
フッ化物歯面塗布処置	使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること
	算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 初回の算定時に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影していない。▲
（歯周組織の治療）	
指摘のあった項目	指摘事項
総論的事項	歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和 2 年 3 月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。(5)
歯周病処置	歯周病の原因の除去のために必要な歯周基本治療等を十分に行うことなく、急性症状時の対症療法である歯周ポケット内への薬物注入を繰り返していたので、適切な治療方針を立てること。
歯周基本治療	必要性の認められない歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング）を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。(3) ▲
	スケーリング・ルートプレーニングを実施する場合、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。(2)
歯周病安定期治療	算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 一時的に症状が安定した状態に至っていない。▲
	管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 歯周病検査の結果の要点 (5) イ 歯周病安定期治療の治療方針 (6)
	管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 歯周病検査の結果の要点 (2) イ 歯周病重症化予防治療の治療方針 (2)
歯周病重症化予防治療	歯周病重症化予防治療に際しては、2 回目以降の歯周病検査終了後、歯周ポケットが 4mm 未満の患者で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、歯周病の重症化予防を目的として実施すること。